

# 新経済・財政再生計画 改革工程表2021（抜粋）

---



2022年9月28日  
内閣府（経済社会システム担当）

政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。  
 ・i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。  
 ・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○ICT土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	<p>1. ICTの活用 (i-Constructionの推進)</p> <p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ICT活用工種について、構造物工（橋梁上部、基盤工）、小規模工事（床掘工、小規模土工）に拡大する。《国土交通省》</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>c. 小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。《国土交通省》</p> <p>e. 国土交通省におけるICT施工の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上（作業時間短縮効果から算出）を2024年度に実現するなど、ICT施工により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。                      （参考）単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019年度6.6%（2015年度比の増加率）                      《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保（下記の3つの指標）：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100%</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下</p> <p>○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇</p>	<p>2. 中長期的な担い手の確保</p> <p>（技能労働者の処遇改善）</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。《国土交通省》</p> <p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。《国土交通省》</p> <p>（働き方改革）</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。《国土交通省》</p> <p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、適正な工期設定・施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。《国土交通省》</p> <p>（人材育成）</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の設置等を行う。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。《国土交通省》</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p>	<p>3. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>（ストック効果の把握）</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>（公共事業における事業評価）</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>（交付金事業・補助事業）</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>→</p>		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加	4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進  （包括的民間委託） a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。 《国土交通省》 b. 包括的民間委託の導入ガイドラインを作成する。 《国土交通省》	→	→
○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	（新技術導入促進による業務効率化） a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。 《関係省庁》 b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果（コスト縮減・工程短縮等）を把握する。《関係省庁》	→	→
	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025年末までに3,000者	（インフラメンテナンス国民会議） a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。《関係省庁》	→	
—	—	（インフラ長寿命化計画のフォローアップ） a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる（新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等）。《関係省庁》	→	



# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%</p>	<p>4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換）</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。</p> <p>《関係省庁》</p>			

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省》</p>	→		
		<p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁》</p>	→	→	
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>	<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>	<p>7. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>



# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>— (次年度改定で記載)</p>	<p>— (次年度改定で記載)</p>	<p>8. インフラデータの有効活用</p> <p>(連携型データプラットフォーム)</p> <p>a. インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。《内閣府》</p> <p>b. 次年度改革工程表においてK P I 第1階層、第2階層を設定する。《内閣府》</p>	→	→
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>(国土交通データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携した国土交通データプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例については、国土交通データプラットフォームで共有するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分）《内閣府》</p>	→	→
<p>○維持管理の効率化に資する新技術数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>(各インフラ分野の維持管理データベース)</p> <p>a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。《内閣府、関係省庁》</p> <p>b. アウトカム指標の充実に向けて、維持管理データベースの構築がインフラ維持管理の効率化に寄与した事例を把握する。《関係省庁》</p>	→	→

### 《R3. 4. 19 国と地方のシステムWG》

- (個別施設計画の)入力項目でいうと、個々の施設運営整備費用とか維持管理費用、改修に要するコスト項目とかが無い、というか出していないところが多いけれども、そういうものもしっかり取っていないと、結局、今後の我が国において予防保全でどうやっていくのかということの知見が全く溜まらないと思っている。

### 《R3. 11. 15 国と地方のシステムWG》

- 計画策定においては、個々の施設整備費用、維持費用及び改修費用がしっかり項目として拾えているかどうかは重要な観点だと思う。